

岐阜クイズ愛好会「Mino-Ten」会則

2004年1月の設立から8年目を迎えた岐阜のクイズサークルです。
岐阜とクイズと仲間との和を愛するサークルです。

多くの人との出会い・支えがあり、毎月クイズを楽しんでこられました。
また、2011年2月にはクイズサークル日本一決定戦「天4」に優勝することも出来ました。
これまでお世話になった皆さまに深く感謝申し上げます。

オフィシャルサイト移行を機に、以下の通り会則を制定致しました。
当会に参加される方や参加希望の方はよくお読みいただき、遵守いただきますようお願い申し上げます。
今後も、老若男女、皆がクイズやその他活動を通して楽しめる機会を提供していきます。

2011年6月15日
岐阜クイズ愛好会「Mino-Ten」執行部

◎新規入会及びゲスト参加に関するお願い

現在、多くの会員が在籍し、会員のみで例会はキャパシティに近い(あるいはオーバー)している状況です。
現状に鑑み、新規入会及びゲスト参加は以下の運用をさせていただきます。ご了承ください。

■新規入会について

新規入会は当面原則中止とさせていただきます。申し訳ございません。

■ゲスト参加について

歓迎致します。(特に遠方からの方)

ただし会員の出席状況によってはお断りする場合もあり、定期的・高頻度でのゲスト参加はご遠慮いただく状況です。
申し訳ございませんが、併せてご承知おきください。

1. 岐阜クイズ愛好会

岐阜クイズ愛好会とは？	・岐阜をホームタウンとする、社会人がクイズを楽しむレクリエーションサークルです。 ・クイズやその他行事を通し、会員相互の親睦を深めることが主なテーマです。 ・各々が会の中で果たした貢献に応じ、会に参加することが可能です。
オフィシャルWebサイト	http://mino-ten.ciao.jp/

2. 会員規定

(1) 会員資格

正会員	以下の2項目を満たす者を会員とします。 ・例会の企画担当者であること(能力に応じ単独企画・共同企画、公式な予定含む) ・継続的・定期的に例会参加する意思を持ち、かつ例会企画を担当できること
学生会員	・継続的・定期的に例会参加する意思を持ち、東海3県内に在住もしくは東海3県内の学校に通う高校生以下の学生
準会員	・現在は継続的・定期的に例会参加する意思は無い(参加困難)だが、過去に例会企画を担当し会に貢献した方もしくは学生会員として参加経験のある方 ※参加はゲスト会員に準じ、会員の出席状況によってはお断りする場合があります。 ※準会員の継続的・高頻度での参加はご遠慮ください。継続参加は例会企画をご担当いただき、会員復帰後としてください。

(2) 役職

代表者	・正会員の内、創設者である松村、田中が共同代表にて務めます。 ・執行部による評議を経て、会運営に関する意思決定の権利を有します。
役員	・代表者2名と共に会運営の中枢を担う正会員で、代表者2名による任命で選出します。 ・会の黎明期より参加いただき、発展に大きく寄与された方を任命します。
執行部	・代表者及び役員にて組織する、会運営に関する評議機関です。 ・代表者2名の任命により、執行部の中に会長1名、副会長2名、事務局長1名を置きます。

(3) 義務及び権利

代表者、役員	【義務】 ・当会へのプライオリティNo.1の強固な帰属意識 ・期限内(原則開催日の1週間前)毎回の例会への出欠意思表示 ・2年に1回程度の例会企画の実施 ・会として主催するオープン大会のスタッフ ・その他、会の安定的・発展的な運営への寄与 【権利】 ・毎回の例会への優先参加(期限内に表明した場合) ・会として団体戦へ参加する場合の優先メンバー入り
正会員(代表者、役員除く)	【義務】 ・当会への強い帰属意識 ・期限内(原則開催日の1週間前)毎回の例会への出欠意思表示 ・2～3年に1回程度の例会企画の実施 【権利】 ・毎回の例会への参加(期限内に表明した場合)
学生会員	【義務】 ・期限内(原則開催日の1週間前)毎回の例会への出欠意思表示 ・2年に1回程度の、学生会員共同企画としての例会企画の実施 【権利】 ・毎回の例会への参加(期限内に表明した場合)
準会員	【権利】 ・優先的なゲスト参加 ・継続的・定期的な例会参加及び例会企画担当が可能となった場合の正会員への復帰 ※準会員の継続的・高頻度での参加はご遠慮ください。継続参加希望の場合、例会企画をご担当ください。

3. 例会

(1) 月次例会

内容	・毎月1回を目安に、クイズを楽しむことを目的とした月次例会を開催します。 ・例会担当者は、参加者全員がクイズを楽しむことができる内容の企画を用意します。
日時・場所	・事務局長及び企画担当者が相談の上、各回の日時・場所を決定します。 ・例会終了後に次回例会日時を告知し、以後オフィシャルサイトでも案内します。
出欠表明	・会員はオフィシャルサイトにて期限内に必ず出欠表明をしてください。 ・準会員を含む会員以外の参加は、以下の「ゲスト参加」に従ってください。 ・初参加を希望する学生会員も、以下の「ゲスト参加」に従ってください。
定員	・原則最大30名とし、企画者意向や会場キャパシティにより増減することもあります。

(2) その他例会等

内容	・月次例会とは別に臨時例会や合宿・BBQ・その他集まりを開催することもあります。 ・その場合、オフィシャルサイトで告知・出欠確認を致します。
----	---

(3) ゲスト参加

方法	・希望者はオフィシャルサイトにあるメールアドレスにメールで申込ください。 (出席フォームには入力しないでください) ・会員の出欠表明期限後、参加の可否をメールにてご連絡します。
方法(会員紹介)	・会員からオフィシャルサイトにあるメールアドレスにメールで申込ください。 ・会員の出欠表明期限後、メールにてご連絡しますので、参加希望者にお伝えください。
定員	・会員の出席状況により、0人～数名となります。 ・定員を上回る参加申込の場合、各々の参加可否は代表者・執行部にて判断します。

(4) 会費

月次例会	・高校生以下及び初参加者を除き、1回の参加につき500円を徴収します。 ・企画者には謝礼金として1回の企画につき1,000円を会よりお支払いします。
その他例会等	・適宜必要な金額の会費を徴収します。金額は事前に告知します。

4. 新規入会

入会までの流れ	<ul style="list-style-type: none">・数度のゲスト参加の後、執行部全員の同意を経て、入会オファーとして事務局長より企画実施をお願いします。・そのオファーを受けていただいた時点で正会員といたします。・ただし、最終的に予定した企画が実施されない場合、会員資格を失います。 <p>※現在は新規入会を原則中断しております。</p>
---------	---

5. 罰則

(1) 警告及び除名

基準	<p>以下にあてはまる言動を行った場合、代表者より警告もしくは除名を言い渡します。</p> <ul style="list-style-type: none">・例会等において他会員を著しく不快にさせる言動を行った場合・会や他の会員の名誉を傷つける言動を行った場合・会員の義務(出欠表明・例会企画)を著しく怠った場合・会費を滞納した場合 <p>除名となった場合、会員資格を失うと共に以降当会への参加を一切認めません。 2回目の警告でも除名処分となります。 警告時に、併せて最大6ヶ月間の会行事への出席停止を言い渡す場合もあります。</p>
判断	<p>罰則実施にあたっては、代表はその内容を執行部に諮り、執行部内で以下の賛成を得られた場合にのみ可能とします。</p> <p>除名: 執行部の全員の賛成 警告: 執行部の半数以上の賛成</p>

(2) 罰則の告知

被罰則者	書面、電子媒体等、記録に残る方式で告知します。
他会員	他の全会員に対しても、罰則の詳細を例会等で告知します。

6. 会則の改定

実施時期	代表者が必要と判断した場合、執行部の評議を経て、会則改定を行うことがあります。
------	---